

VI 雪害対策計画

第 1 節 災害予防

【基本方針】

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止、又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、町民の自主防災体制が確立できるよう防災知識普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進する。

第 1. 雪害に強いまちづくり

1. 雪害に強いまちの形成

町域には、雪崩の危険箇所が数箇所あるため、町及び関係機関は、冬季における交通の確保を図り、都市機能を維持するための防雪施設等の整備に努める。

2. 除雪体制の整備

① 道路除雪体制

豪雪時の道路交通の確保を図り、除雪要員の確保や業者委託等除雪体制の整備に努める。

また、県・国・町の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

② 除雪援助体制

山間部等の多雪地域においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、豪雪時の除雪活動がうまく進まないおそれがある。又、身体障がい者世帯や母子家庭についても同様である。このため、町は、こうした世帯に対しては、除雪依頼をした場合の費用援助や自主防災組織、民生児童委員、警察官、近隣住民、町内会、ボランティア等の協力を得て除雪を実施するなど除雪援助体制の整備を検討する。

また、雪処理中の事故による死者を減らすため、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

3. ライフライン施設等の機能の確保

町管理の上水道等のライフライン関連施設やコンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講じる。

また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第 2. 災害応急・復旧体制の整備

1. 災害発生直前対策関係

① 警戒・避難体制の整備

雪崩が発生する危険のある場合などの避難勧告・指示や気象警報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

② 住民の避難誘導體制の整備

積雪、融雪等に配慮した指定緊急避難場所・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施など、避難誘導活動のための対策を

検討する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。

2. 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

町は、県など関係機関相互において連携を図り、情報の収集・連絡に努めるとともに、夜間、休日の場合等にも対応できる体制の整備を図る。

又、平常時において無線通信設備の点検を実施し、県及び江津邑智消防組合等と連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

3. 災害応急活動体制の整備

① 参集及び動員の体制

雪害に関する警報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

又、雪害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

② 防災関係機関相互の連携体制

「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等の協定に基づき、雪害時の孤立地区対策として、特に町による食料、水、燃料等生活必需品、医薬品、輸血用血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

又、防災関係機関及び民間企業等との連携を図り、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図れるような体制にしていくことを検討する。

4. 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

① 救助・救急活動

本編第2章第9節「救急・救助体制の整備」を参照。

② 医療救護活動

本編第2章第10節「医療体制の整備」を参照。

5. 緊急輸送活動体制の整備

① 交通対策

積雪時の異常事態の発生による交通対策については、「島根県雪害対策実施要領」に基づき警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

② 孤立地区対策

豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

6. 避難収容活動体制の整備

① 避難・収容活動

町は、避難所等（収容避難施設）・避難路の指定ならびに住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施など避難収容活動のための対策を実施する。

避難所等の指定に当たっては、積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設を指定するとともに、指定された指定緊急避難場所・指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等、常備薬、炊き出し道具、毛布、仮設トイレ、マット等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の整備

に努める。

又、避難所等の暖房設備については、各施設の状況を検証し必要な整備を実施する。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

② 応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設については、雪崩災害の危険を配慮した用地選定、資材の供給体制など、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

7. 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

今後、豪雪等に伴う都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1. 防災知識の普及・啓発

① 雪崩の危険に関する普及・啓発

町は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及啓発に努めているところであるが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

② 自主的な除雪活動等の普及

町内会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故（雪下ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

2. 防災訓練の実施

雪害や積雪期の災害を想定した県の総合防災訓練が今後実施された場合、町は、県、江津邑智消防組合、民間企業、ボランティア団体等関係機関と連携し、訓練の参加を図る。

第 2 節 災害応急対策

【基本方針】

豪雪に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を応急的に予防したり、その被害を軽減するため、関係機関は相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策を講じる必要がある。このため、雪害発生時において、町及び関係機関は実施すべき必要な対策を実施する。

第 1. 災害発生直前の対策

町は県と連携し、雪崩に対する警戒を行うとともに、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施する。

第 2. 災害情報の収集・伝達

町は、災害の発生直後において、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物被害情報等を収集し、県総合防災情報システムにより県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握したものが他の市町村に住民登録等を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)または県に連絡するものとする。

各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

第 3. 災害応急活動体制の確立

雪害が発生した場合において、町は県及び防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限に留めるため、収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1. 雪害対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

町長は、大雪警報が発表され豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合、災害対策本部の設置前における雪害対策を迅速かつ的確に行うため、雪害対策本部を設置する。

② 廃止の基準

雪害対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、本編第 3 章第 1 節「応急活動体制」を参照。

3. 広域応援体制

町は災害応急対策を行うために必要な場合、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に

対し、職員の派遣を要請するものとする。

第 4. 除雪の実施活動

1. 除雪対策の組織

国土交通省、県、隣接市町村等と連絡を密にし、協力体制を確保する。

なお、除雪担当の窓口は、建設課とする。

2. 除雪路線の緊急順位

県の除雪計画に従い、重要な町道及び消防上必要な道路について緊急除雪するものとする。

その他の道路についても住民の協力を得て必要に応じ除雪に当たる。

なお、町は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

3. 消防団員等の出動要請及び資機材の確保

① 消防団員等の出動要請

町長は、主要交通路を確保するとともに緊急に除雪作業の必要を判断したときは、消防団員に応援を要請する。

又、必要に応じてボランティア団体等に対し、協力を要請する。

② 資機材の確保

原則として、民間所有の機械を借上げるものとする。

第 5. 救助・救急及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

本編第 3 章第 9 節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護活動

本編第 3 章第 10 節「医療救護」を参照。

第 6. 交通の確保・緊急輸送活動

本編第 3 章第 12 節「交通確保、規制」、第 13 節「緊急輸送」を参照。

なお、雪害に伴う輸送拠点等を確保するため、町は道路、各施設の管理者等と必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧を図る。

第 7. 避難収容活動

避難収容活動については、本編第 3 章第 7 節「避難活動」を参照。

なお、除雪により避難路の確保を図るとともに、避難誘導に当たっては、避難所等及び避難路に対する孤立地区の対策を考慮する。

又、避難住民を収容する避難施設及び応急仮設住宅の設置に当たっては、積雪期の気候、要配慮者などについて考慮する。

第 8. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第 3 章第 3 節「災害広報」を参照。

なお、町は県及び関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。

第 3 節 災害復旧

災害復旧・復興の実施に当たっては、本編第 4 章「風水害等復旧・復興計画」を参照。

VII ライフライン災害対策計画

第 1 節 災害予防

【基本方針】

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設は住民の日常生活、経済活動や災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、災害による被害を未然に防ぐため、関係施設等の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急体制の整備、防災資機材等の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

第 1. 関係施設設備の安全性の確保

1. 電気施設の安全性の確保（中国電力ネットワーク㈱）

① 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

② 防災教育・訓練の充実

ア. 防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年 1 回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。

又、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2. ガス施設の安全性の確保

（LP ガス協会・LP ガス販売業者）

① 自主保安体制の構築

LP ガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア. 新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

a. LP ガス設備全般について、ガス埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進め耐震性を高めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

b. 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

c. 感震機能つきマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。

② 防災教育・防災訓練の充実

ア. 風水害、地震等防災訓練実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ. 風水害、地震等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう次のような啓発を行う。

a. 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明指導する。

b. 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売業者の点検を受けるよう指導する。

c. 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3. 上水道施設の安全性の確保（水道事業者）

① 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進していくものとする。

ア．貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造を踏まえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。

イ．送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。

ウ．情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。

エ．水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

オ．配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

カ．避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ．水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

② 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

又、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

4. 下水道施設の安全性の確保（町）

① 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する。

ア．下水道施設の整備・保守・点検

イ．協定等に基づく相互応援体制の整備

ウ．災害時用の資機材の整備

② 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

5. 電気通信施設の安全性の確保

（西日本電信電話株式会社島根支店）

① 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

ア．電気通信設備等の高信頼化

a．豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

b．暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風・耐雪構造化を行う。

c．地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備について耐震・耐火構造化を行う。

② 自主保安体制の構築

N T Tとグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

ア．電気通信システムの高信頼化

a．主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。

- b. 主要な中継交換機を分散設置する。
 - c. 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - d. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
 - e. 災害時有線電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。
- ③ 防災教育・訓練の充実
- NTTとグループ会社は、関連会社と協力し、防災活動を円滑かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時実施する。
- 又、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。
- ア. 災害発生時の初動立ち上げ訓練
 - イ. 気象、地震等に関する情報伝達訓練
 - ウ. 各種災害対策用機器の操作・運用訓練
 - エ. 電気通信設備等の災害復旧訓練
 - オ. 消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
 - カ. 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言ダイヤル『171』の運用を含む）

（NTTドコモ中国支社 島根支店）

- ① 電気通信施設の現況
- ア. 建物

二次災害防止のための地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。
 - イ. 建物内部設備
 - a. 建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と火災に備えて消火設備が設置されている。
 - b. 災害により商用電源が停電した場合でも自家発電機、蓄電池、移動電源車等の配備により、電源が確保されるようにしてある。
 - c. 建物外設備
 - (a) 地下ケーブル

マンホール・ハンドホール内のケーブルの固定化を実施している。
 - (b) 架空ケーブル

隣接構造物に対しての防護及び火災・事故災害等による損傷を考慮して可能な限り地中化を促進している。
 - d. 移動用無線
 - (a) 通信回線の応急回線の作成用として、可搬型無線機及び移動基地局車を常備している。
 - (b) その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。
 - e. 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家発電機等を常備しているほか、移動電源車を配備している。
- ② 自主保安体制の構築
- 電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。又、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国の各機関にも災害対策本部を設置するとともに、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ等エヌ・ティ・ティ・ドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア．通信を確保するための諸施策

- ａ．通信ビル相互を結ぶ中継伝送路については、光ケーブル又は無線による多ルート化、ループ化を推進する。
- ｂ．市町村指定の避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸し出しに努める。
- ｃ．災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型無線機を主要ビルに配備している。
- ｄ．架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、主要なケーブルについては地中化を推進する。
- ｅ．交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。
- ｆ．商用電源が停電した場合の給電装備として、蓄電池、自家用発電機等を常備しているが、さらに移動電源車も主要ビルに配備している。
- ｇ．防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。
- ｈ．平素から災害復旧用資材を確保している。

③ 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア．災害発生時の初動立ち上げ訓練

イ．気象、地震等に関する情報伝達訓練

ウ．災害時における通信復旧訓練

エ．電気通信設備等の災害復旧訓練

オ．消防及び水防の訓練

第 2. 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

1. 基本的事項

災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、県、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

2. 情報通信設備の整備

① 情報収集伝達機器の整備

町及び県（防災部消防総務課）は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

② 情報収集・連絡要員の指定

町は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。町及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

3. 県総合防災情報システムの活用

町は、災害等が発生した場合は、電話等の通信手段以外に県の総合防災情報システムを利用し、情報を収集・伝達する。

第3. 災害発生時の応急体制の整備

1. 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し関係機関との相互連携体制を確立する。

2. 防災組織の整備

① 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設置要領等を整備しておく。

② 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第4. 防災資機材の整備

1. 防災資機材の整備

町、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

ア. 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ. 災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ. 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするための復旧用資材の規格の統一をライフライン施設管理者で進めるほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ. 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て非常事態下の借用確保の円滑化を図る。

2. 防災資機材等配備情報の収集・提供

町は、関係課、施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。又大規模・特殊災害に対応するため、町外の防災資機材についても情報を収集する。

第 5. 防災知識の普及・啓発

関係課、機関は、これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法、機会を通じ防災知識の普及啓発に努める。

第 2 節 災害応急対策

第 1. 基本的な考え方

各ライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と町及び防災関係機関はこれらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。

第 2. 災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し伝達する。

第 3. 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、県、町、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に留めるため、収集された情報を基に必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第 4. 応急措置の実施（仮復旧も含む）

1. 電気施設応急措置（中国電力ネットワーク㈱）

被害状況により、応急送電・仮復旧の 2 体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。

① 応急復旧

ア. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

イ. 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「災害復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

a. 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

b. 送電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用ならびに予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

c. 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

d. 配電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

e. 通信設備

可搬型電源、衛星携帯電話、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ. 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ. 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各施設の復旧順位によることを原則とするが、被害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

	復 旧 順 位
水力発電設備	・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ・ 早期に措置を講じないと復旧が一層困難になるおそれがある発電所 ・ その他の発電所
火力発電設備	・ 所内電源を確保できる発電所 ・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 地域供給変電所を有する発電所 ・ その他の発電所
原子力発電設備	・ 所内電源を確保できる発電所 ・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 地域供給変電所を有する発電所 ・ その他の発電所
送電設備	・ 全回線送電不能の主要線路 ・ 全回線送電不能のその他の線路 ・ 一部回線送電不能の主要線路 ・ 部回線送電不能のその他の線路
変電設備	・ 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ・ 都市部に送配電する送電系統の中間変電所 ・ 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	・ 病院、交通・通信報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所等、その他重要施設への供給回線 ・ その他の回線
通信設備	・ 給電指令回線、制御・監視及び保護回線 ・ 保安用回線

② 拡大防止対策

ア. 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ. 災害時における広報

a. 広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

又、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

b. 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

ウ. 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）および「資材及び役務の相互融通に関する協定」（西地域電力協議会策定）に基づき復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ. 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法に基づき被災地域の都道府県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

2. ガス施設応急措置

（ＬＰガス協会、ＬＰガス販売業者）

① エルピーガス施設応急復旧

町、県及びＬＰガス協会は、ＬＰガス販売業者に対し次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア. 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ. 二次災害の防止

- ａ. 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収
- ｂ. 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収
- ｃ. 避難所等の臨時的使用箇所で使用されるＬＰガスの安全使用

ウ. ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始

ＬＰガス販売業者は、ＬＰガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、避難所等を優先して行う。

エ. 動員・応援体制

- ａ. ＬＰガス販売業者は、被災地のＬＰガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。
- ｂ. ＬＰガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ. 電話相談窓口の開設（臨時）

ＬＰガス協会は、避難所等での応急的なＬＰガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

② 拡大防止対策

ア. ＬＰガス設備の安全点検の実施

ＬＰガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、ＬＰガス設備の安全点検を実施し被害の拡大防止に努める。

特に、避難所等となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ. 動員・応援体制

ＬＰガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ. 広報活動

ＬＰガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

3. 上水道施設応急対策（水道事業者）

① 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア. 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ. 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて工事業者への調達依頼により確保を図る。

② 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

又、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。

4. 下水道施設応急対策（町）

① 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

② 拡大防止策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、平行して応急対策を講じる。

5. 電気通信設備応急対策

（西日本電信電話株式会社島根支店）

N T Tグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

① 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

② 応急措置と応急復旧

ア. 応急措置

a. 重要通信の確保

(a) 通信の利用制限

災害等によりその通信の疎通が著しく輻輳し困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(b) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておくものとする。

b. 非常通信の確保

非常通話・緊急通話『102』（非常電報・緊急電報『115』）扱い

c. 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難所等に特設公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

d. 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ. 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

a. 災害対策用機器の活用

- b. 災害用伝言ダイヤル『171』の運用
- c. 広報活動（拡大防止策）
- d. 広報車による広報活動を行う。
 - (a) 被災地域と被災模様
 - (b) 復旧のための措置と復旧見込み時期
- e. 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、又、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

（ＮＴＴドコモ中国支社 島根支店）

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のための応急復旧対策を迅速に進める。

又、被災設備の速やかな復旧に向け復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

① 応急復旧

ア. 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

- a. 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。

 - (a) 被災地の主要場所に携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。
 - (b) 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。
- b. 回線の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車を使用し、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。
- c. 通信の利用制限

災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制を行い利用を制限する。
- d. 非常通信の優先

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常通信として、他の通信に優先して取り扱う。
- e. 災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。

イ. 災害のため通信が途絶したとき、又は通信等の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びパソコン通信等の多様な広報手段により、以下の項目について利用者に周知する。

- a. 通信途絶利用制限の内容と理由
- b. 通信の被害復旧に対してとられている措置
- c. 通信利用者に協力を要請する事項
- d. 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
- e. その他の事項

ウ. 災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

- a. 災害により被災した通信回線の復旧は、復旧順位により実施する。
- b. 移動基地局車及び移動電源車等の発動
- c. 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。
- d. 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設定及び対地別の規

制等の措置をとる。

e. 電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

第 5. 災害広報の実施

1. 基本的事項

災害が発生した場合には、町、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2. 災害広報の実施

① 情報発信活動

ア. 各種情報の収集・整理

町は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。

この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

又、災害発生初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ. 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び町、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うものとする。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第 3 節 災害復旧

第 1. 復旧事業

ライフライン施設管理者は被災した施設を復旧するに当たって、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び関係業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第 2. 再発防止

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について再発防止のための緊急点検をする。